

事務連絡  
令和3年4月28日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

#### 国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更された場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政府対策本部長より、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）として、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県の7県が同法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）として公示されているところである。

大型連休を前に、今後、これらの区域の拡大も想定されることから、緊急事態措置区域が拡大された場合は、拡大された同区域における緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251

号、国官総第 151 号、国営管第 412 号、国営計第 118 号、国港総第 514 号、国港技第 65 号、国空予管第 580 号、国空空技第 282 号、国空交企第 206 号、国北予第 46 号) に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

また、重点措置区域が拡大された場合や、重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域（以下「措置区域」という。）が変更された場合は、措置区域におけるまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 3 年 4 月 5 日付け国会公契第 1 号、国官技第 2 号、国官総第 1 号、国営管第 4 号、国営計第 9 号、国港総第 7 号、国港技第 2 号、国空予管第 7 号、国空空技第 2 号、国空交企第 2 号、国北予第 1 号) に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和 3 年 3 月 22 日付け事務連絡) に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の解除後における工事及び業務の対応については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）の改正内容を踏まえ、別途通知する。

その他、対処方針の改正により、工事及び業務の対応に変更が必要となる場合等には、別途通知する。